

市人 第 396 号

令和 2 年 8 月 3 日

横浜市いじめ問題調査委員会

委員長 松原 康雄 様

横浜市長 林 文子



横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づく意見聴取について（諮問）

横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づき、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について、次の事項を諮問します。

1 いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく再調査の必要性について

（諮問理由）

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果（p 中学校、令和 2 年 7 月 17 日（金）公表）について、当該生徒側から令和 2 年 7 月 9 日に、市長による再調査を求める所見が提出されました。

つきましては、横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項の規定により、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく再調査の必要性について、横浜市いじめ問題調査委員会の意見を求めます。

担当 横浜市市民局人権課 横路、上田

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

電 話 045-671-2379

F A X 045-681-5453